

○保険給付の対象外とする「居住に要する費用」の範囲・水準については、居住環境の違いを考慮し、次のとおりとすることが適当と考えられるかどうか。

①ユニット型個室	室料＋光熱水費相当	6万円／月・人
②ユニット型準個室	室料＋光熱水費相当	5万円／月・人
③従来型個室	室料＋光熱水費相当	5万円／月・人
④多床室	光熱水費相当	1万円／月・人

【居住に要する費用の範囲・考え方】

○介護事業経営概況調査（※1）のデータや居住系サービスにおける平均的な家賃・光熱水費等を総合的に勘案して設定

★介護保険三施設における居住費用

（単位：円）

		ユニットケア 個室	個室	多床室
介護老人福祉 施設	合計	67,794	53,931	46,248
	減価償却費	49,071	37,688	32,319
	光熱水費	18,723	16,243	13,929
介護老人保健 施設	合計	—	60,509	52,878
	減価償却費	—	44,428	38,825
	光熱水費	—	16,081	14,053
介護療養型医 療施設	合計	—	63,936	56,483
	減価償却費	—	50,827	44,902
	光熱水費	—	13,109	11,581

※1 現在集計中の介護事業経営概況調査（平成16年10月実施）のうち、居住費用についてのみ特別に集計したもの。（速報値であり、数字は精査中）

※2 介護老人福祉施設については国庫負担補助取り崩しを除かない分

※3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門を含んでいる。

★居住系サービスにおける利用者負担（厚生労働省調べ）

厚生労働省調べ

有料老人ホーム	合計 19万円程度
利用料（管理費＋食費）	約 17万円
介護サービス利用者負担	約 2万円（要介護度 3）
ケアハウス	合計 10～14万円程度
食材料費、光熱水費	約 4.5万円
事務費	平均 2.3万円
管理費	1～5万円
介護サービス利用者負担	約 2万円（要介護度 3）
認知症高齢者グループホーム	合計 11万円程度
家賃	約 3.6万円
光熱水費	約 1.2万円
食材料費	約 3.4万円
介護サービス利用者負担	約 2.5万円（要介護度 3）

（注）有料老人ホームの費用の支払い方法については、入居時に一時金を取る場合と取らない場合があり、一時金を取る場合であっても、一時金の額と月額利用料の配分、居室当たりの面積、サービス内容なども様々である。

★家計に占める光熱水費（平成15年 家計調査）

○ 高齢者世帯 1人1月当たり消費支出（光熱・水道）

$$15,089\text{円(月額)} \div 1.59\text{人(世帯人員)} = 9,490\text{円}$$

第9表 (高齢者のいる世帯) 世帯主の就業状態別 1世帯当たり1か月間の収入と支出
holds with The Aged) Yearly Average of Monthly Receipts and Disbursements per Household by Employment Stat
平成15年
2003

項目	世帯主が60歳以上の世帯	勤労者世帯	無職世帯を除く勤労者以外の世帯	無職世帯	〈再掲〉 高齢者世帯	無職世帯
	Household head aged 60 years and over	Workers' households	Other households excluding no-occupation	No-occupation households	(Regrouped) Aged households	No-occupation households
世帯数	8,214	1,252	1,703	5,258	4,603	3,575
世帯数(抽出率調整)	3,410	565	743	2,036	1,774	1,344
世帯主1人当たりの世帯数(人)	2.12	2.38	2.62	1.90	1.59	1.55
世帯主1人当たりの世帯数(人)	0.77	1.53	1.90	0.22	0.31	0.03
世帯主の年齢(歳)	69.5	64.2	68.2	71.3	72.8	73.4
世帯主の年齢(%)	85.0	78.4	92.5	84.2	84.2	83.3
家賃・地代を支払っている世帯の割合(%)	14.5	20.4	7.3	15.4	15.3	16.2
収入	---	801,056	---	533,224	---	430,925
支出	---	392,262	---	190,112	---	179,334
消費支出	---	395,551	---	232,986	---	209,267
消費支出	233,108	281,969	261,961	212,180	202,364	192,264
光熱水道	17,646	19,897	21,535	16,101	15,089	14,392
電力	7,960	8,239	10,516	7,063	6,827	6,345
ガス	4,687	5,150	5,128	4,434	4,105	3,939
水道	1,188	1,169	1,202	1,190	1,080	1,104
その他	3,811	4,228	4,690	3,407	3,077	2,944

〈見直しに伴い必要となる調整事項〉

- ①介護老人福祉施設については、現行の報酬体系において、ユニット型個室に適用される「小規模生活単位型介護福祉施設サービス費」という類型が平成15年4月に創設されているが、当該報酬水準の設定に当たっては、既に居住費用が一部除外されているため、これを踏まえて設定することが考えられるかどうか。
- ②介護療養型医療施設については、現行の報酬体系において、特別な室料を徴収している場合には減算される仕組み（療養環境減算）となっているが、特別な病室に限らず室料については入所者の自己負担とするため、当該仕組みは、原則廃止することが考えられるかどうか。
- ③現行の「小規模単位型介護福祉施設サービス費」においては、低所得者の利用者負担軽減の観点から加算が設けられているが、改正後の介護保険法において「特定入所者介護サービス費」が創設されることに伴い、当該加算については廃止することが考えられるかどうか。
- ④従来型個室の報酬の適用については、現行の特別な室料にかかる基準や実態等を踏まえ、一定の場合に経過措置を講ずることが考えられるかどうか。